

2021 年年末・一時金要求に関する交渉

1. 交渉経過

第1回交渉

日 時：令和3年11月9日（火） 18：22～18：35

場 所：市役所4階 入札室

参加者：組合側（執行委員長、副執行委員長、書記長、他3名）
市側（総務部長、人事課長、人事課主任）

交渉内容：秋季重点要求及び年末一時金要求、定年引き上げ、人員・職場諸要求に関する主旨説明

第2回交渉

日 時：令和3年11月11日（木） 18：13～18：50

場 所：市役所4階 入札室

参加者：組合側（執行委員長、副執行委員長、書記長、他1名）
市側（総務部長、人事課長、人事課主任）

交渉内容：定年引上げに関する事など

第3回交渉

日 時：令和3年11月16日（火） 18：43～19：37

場 所：市役所4階 入札室

参加者：組合側（執行委員長、副執行委員長、書記長、他2名）
市側（総務部長、人事課長、人事課主任）

交渉内容：人員・職場諸要求に関する事など

第4回交渉

日 時：令和3年11月18日（木） 18：24～18：31

場 所：市役所4階 入札室

参加者：組合側（執行委員長、副執行委員長、書記長、他2名）
市側（総務部長、人事課長、人事課主任）

交渉内容：年末一時金要求に関する事

第5回交渉

日 時：令和3年11月24日（水） 18：24～18：29

場 所：市役所4階 入札室

参加者：組合側（執行委員長、副執行委員長、書記長、他2名）
市側（総務部長、人事課長、人事課主任）

交渉内容：年末一時金要求に対する回答

2. 交渉結果

組合要求事項	市側最終回答
<p>1. 年末一時金として、全職員に2. 81ヵ月プラス一律45,000円を支給すること。(昨年2. 62ヵ月プラス一律47,000円)</p>	<p>1. 期末手当の改定は、国の人事院勧告に基づき令和3年12月から実施する。 本年度の年末一時金は、期末手当1.125か月、勤勉手当0.95か月の計2.075か月とする。 なお、令和4年度以降の一時金については、国の人事院勧告に基づき6月期、12月期ともに、期末手当1.2か月、勤勉手当0.95か月の計2.15か月とする。</p>
<p>2. 一時金における役職者加算、職務・職階給などによる差別支給制度は撤廃し、全職員に一律大幅増額をすること。</p>	<p>2. 期末・勤勉手当の役職者加算制度を廃止する考えはない。</p>
<p>3. 一時金は、勤勉手当を廃止し、すべて期末手当のみで支給すること。</p>	<p>3. 勤勉手当を廃止する考えはない。</p>
<p>4. 再任用職員、会計年度職員の一時金についても、職員と同様に支給すること。</p>	<p>4. 再任用職員の年末一時金は、期末手当0.625か月、勤勉手当0.45か月の計1.075か月とする。 また、会計年度任用職員の年末一時金は、正規職員の規定に準じ、期末手当1.125か月とする。 なお、会計年度任用職員の令和4年度以降の一時金については、6月期、12月期ともに、期末手当1.2か月とする。</p>
<p>5. 育児休業中の職員に、一時金を全額支給すること。および、いかなる不利益扱いもしないこと。</p>	<p>5. 育児休業中の職員の一時金については、現行どおりとする。</p>
<p>6. 年末一時金は、12月10日までに一括支給すること。</p>	<p>6. 年末一時金の支給日は、12月10日とする。</p>